

NPO 法人/国連 NGO 子どもの権利条約総合研究所 北海道事務所
シンポジウム「子どもの相談・救済機関」の役割と課題
—子どもにやさしいまちづくりを目指して—

子どもの虐待やいじめなどの深刻な事例が後を絶たない状況のもとで、児童福祉法の改正や「いじめ防止推進法」の制定などにより、児童虐待防止のためのさまざまな措置およびいじめに対する厳しい対応措置が規定されているにもかかわらず、なぜ虐待やいじめ事件によって子どもの命が失われ、行政・教育委員会の対応や第三者委員会の問題が指摘される事態が発生するのでしょうか。今回のシンポでは、子どものSOSに対応する「子どもの相談・救済機関の役割と課題」について検討します。北海道でも、札幌市、北広島市、士別市などが子どもの相談・救済のための第三者機関を整備してきています。また、芽室町でも条例を改正して新たに第三者機関を設置しました。このような相談・救済は「子どもにやさしいまちづくり」のなかで取り組むことによって効果的に機能するでしょう。

今回のシンポ、以下のような要領で、「子どもの権利条例」を制定し、多様な子ども施策を展開している芽室町で開催します。地方自治のもとで、関係機関・市民等と連携・協働した施策や取り組みをすすめるために、どこまでできており、なにが必要かなどについて、ともに検討しましょう。

日 時：2017（平成29）年8月24日（木）13時30分～17時（予定）

場 所：芽室町「めむろ一ど」

主な内容：

第1部 対談：子ども施策の展開と子どもにやさしいまちづくり

宮西 義憲・芽室町長

荒牧 重人・子どもの権利条約総合研究所代表（山梨学院大学教授）

第2部 シンポジウム：「子どもの相談・救済機関」の役割と課題

コーディネーター：松倉 聡史・北海道事務所長（名寄市立大学教授）

基調報告：子どもの相談・救済機関の今日的役割

吉永 省三（千里金蘭大学客員教授）

報 告：子どもの相談・救済機関の現状と課題

世田谷区子どもの人権救済委員 半田 勝久（日本体育大学准教授）

士別市子どもの権利救済委員 野中 英樹（弁護士）

旭川市（民間）子どもの相談機関「きらきら星」 村岡 篤子（代表）

コメント：喜多 明人・子どもの権利条約総合研究所顧問（早稲田大学教授）

連絡先：松倉 聡史 E-mail matukura@nayoro.ac.jp

TEL 01654-2-4194（内線1307） 研究室直通 01654-2-4199-1307